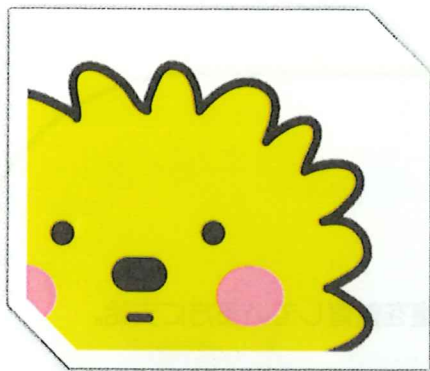


阿南市 支援制度一覧 令和8年度 ver.



< 令和8年4月1日現在の情報 >

< 各種問い合わせは担当課まで >

住居に関すること

① 耐震診断支援事業

「現に居住している」「改修後居住する予定」の木造住宅が対象
(耐震診断) 一戸建ての場合、耐震診断費用4,000 円の自己負担

② 耐震改修支援事業

木造住宅を対象として建物の基礎や壁の補強、劣化箇所の取り換え等本格的な改修を行う工事
対象額：補助対象経費の 4/5 (上限 200 万円)

③ 耐震シェルター設置支援事業

木造住宅を対象として耐震シェルターまたは耐震ベッドを設置する工事
対象額：補助対象経費の 4/5 (上限 80 万円)

④ 住宅の住替え支援事業

耐震性のない木造住宅からの建替えや住替えに伴う除却(現在居住する住宅のすべてを除却する工事)費用の一部を補助

対象額：補助対象経費の 2/5 (上限 30 万円)

⑤ あなんぐらし支援事業

一定の要件を満たすリフォーム工事費の一部を補助(最大 65 万円)

対象額：補助対象経費の 15% (上限 15 万円) に加算補助金<空き家加算(上限 35 万円)×移住者加算(上限 15 万円)>の額を合計した額(最大 65 万円)

< ①～⑤に関するお問い合わせは…住宅課(0884-22-3434)まで >

⑥ 小型合併処理浄化槽補助金

〔新設の場合〕(阿南市民) 5～10 人槽 66,000 円

〔転換の場合〕5 人槽 332,000 円 7 人槽 414,000 円 10 人槽 548,000 円

⑦ 住宅用太陽光発電システム等導入支援事業補助金

対象額：住宅用太陽光発電システム(7 万)、家庭用蓄電システム(10 万)、電気自動車等充電設備(10 万)

< ⑥.⑦に関するお問い合わせは…環境保全課(0884-22-3413)まで >

阿南市 支援制度一覧 令和8年度 ver.

子育てに関すること

① 出産祝金

第一子から1万円（※Quo カード Pay での交付）

② 児童手当

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給。

※支給額は月額10,000～30,000円（2か月分×年6回）

③ 阿南市在宅育児応援デジタルギフト事業

保育所等に預けることなく在宅で育児をしている阿南市在住の保護者を対象にデジタルギフト（対象のお子さん一人につき15,000円）を交付

対象者：阿南市に住民票のある子ども（1～6歳）を保育所等に預けていない方

< ①～③に関する問い合わせは…こども支援課（0884-22-1677）まで >

④ こども医療費助成制度

通院：18才に達する日以降の最初の3月31日まで無料※入院の際は食事代も無料

< ④に関するお問い合わせは…保険年金課（0884-22-1118）まで >

⑤ 阿南市妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

継続的に相談に応じる「妊婦等包括相談支援」と「妊婦のための支援給付」を一体として実施する※5万円を2回給付。

対象者：阿南市に住所を有する妊婦および産婦（出産後1年未満の方）

⑥ 子どもインフルエンザ予防接種助成

1才から小学校就学前までの子どものインフルエンザ予防接種費用の一部を助成（年2回まで）※提携医療機関において予防接種を受ける際、その費用のうち1回1,500円を差し引いた額が請求される

⑦ 阿南市不妊治療費助成事業

「一般不妊治療」を受けた夫婦に対して、5万円、「生殖補助医療」を受けた夫婦に対して、10万円を上限に助成する

※R4年4月より保険適用（43歳未満）となっている

< ⑤、⑦に関するお問い合わせは…こども家庭センター（0884-24-8062）まで >

< ⑥に関するお問い合わせは…保健センター（0884-22-1590）まで >

⑧ 阿南市結婚新生活支援事業補助金

対象者：新規に婚姻した世帯であり、夫婦共に年齢39歳以下かつ世帯所得500万円未満の世帯（補助上限額）夫婦共に29歳以下⇒60万円、左記以外⇒30万円

< ⑧に関するお問い合わせは…観光交流課（0884-22-7404）まで >

阿南市 支援制度一覧 令和8年度 ver.

教育に関すること

① 阿南市奨学資金貸付制度

高等学校（高等専門学校 1～3 年生を含む）：月額 1 万円以内
高等専門学校（4・5 年生）、高等学校専攻科（1・2 年生）：月額 3 万円以内
大学（大学院を除く）、専修学校（高等課程および一般課程を除く）：月額 6 万円以内
※無利息 卒業後に市内に居住の場合は減免適用（阿南市奨学生選考委員会にて協議）

< ①に関するお問い合わせは…教育総務課（0884-22-3299）まで >

② 幼児教育・保育の無償化

0 歳児～5 歳児の幼児教育・保育料無料（所得制限なし）
幼稚園→給食費無料、保育所→副食費無料（主食は各自持参）
「市町村から保育の必要性の認定を受けた世帯」及び「就園児が第 3 子以降児世帯」を対象に、預かり保育料免除の取り扱い（阿南市立幼稚園に限る）

< ②に関するお問い合わせは…こども保育課（0884-22-1593）まで >

創業・事業に関すること

① 阿南市中小企業等振興支援補助金（※令和8年6月1日施行予定）

補助対象者：市内に住所・事務所を有する中小企業者等（市税滞納なし等の要件あり）
※農業、林業、漁業、金融・保険業は対象外（信用保証協会の保証対象外業種）
補助メニュー：10 区分の中から 1 回申請可能。前年度と同一区分の連続申請不可。
補助率：対象経費の2分の1以内
補助限度額：10～30 万円（※区分ごとで異なる）

< ①に関するお問い合わせは…商工戦略課（0884-22-3290）まで >

② ふるさとづくり基金地域活性化助成金

助成の対象：(1)阿南市の活性化および地域の振興を推進する事業 (2)海外視察研修（阿南市に2年以上在住している方で、申請時の年齢が満 10 歳から満 49 歳までの方で、視察研修の体験が地域づくりの実践につながると考えられる方）
助成金額：予算の範囲内において、食糧費を除く助成対象事業費の 2/3 以内の額

③ わがまち予算交付金

地域づくり活動の推進を図ることを目的として、自主的・主体的な取り組みによる特色ある地域おこし活動を行う団体を支援する補助金
▼独自性・創造性に富み、かつ、地域間及び人的な交流を図り、将来的に地域の活性化につながると認められる事業▼地域の活性化を目的としたソフト事業 など

< ②.③に関するお問い合わせは…企画政策課（0884-22-3429）まで >

阿南市 支援制度一覧 令和8年度 ver.

移住に関すること

① わくわく移住支援事業補助金

東京 23 区内に在住者または、東京圏から東京 23 区内に通勤していた方で市内に転入した方の内、「移住支援金対象」として県が認めた条件に該当する場合に引っ越しにかかる費用 100 万円(単身世帯は 60 万円)が支給される

大阪圏から市内に転入した方の内、「移住支援金対象」として県が認めた条件に該当する場合に引っ越しにかかる費用 50 万円(単身世帯は 30 万円)が支給される

② お試し滞在費補助金

本市への定住等を目的とし、住居や仕事を探す活動等実施するため、市内の宿泊施設を利用した際の費用を助成〔1 泊につき 4,000 円、同行者がいる場合は同額を加算(同行者 1 名まで、同一年度 5 泊が限度)〕

< ①.②に関するお問い合わせは…観光交流課（0884-22-7404）まで >